

キャッシュレス化の推進を求める意見書

世界各国のキャッシュレス決済比率を比較すると、キャッシュレス化が進展している国は40%を超えているのに対し、我が国は約20%にとどまっているのが現状です。我が国でキャッシュレス決済が普及しにくい背景として、治安のよさやにせ札の少なさ等の社会情勢に加え、消費者が現金に不満を持たず、キャッシュレス決済に漠然とした不安を持っていること、さらには、店舗における端末負担コストやネットワーク接続料、加盟店手数料等のコスト構造の問題などが挙げられています。

しかし、近年は、実店舗における人手不足やインバウンド対応、スマートフォンを活用した支払いサービスの登場など、キャッシュレス化推進の追い風となる動きも見られます。国としても、これまで4回にわたりキャッシュレス化推進の方針を打ち出し、本年に閣議決定した未来投資戦略2018では、2027年6月までにキャッシュレス決済比率を倍増させ、4割程度とすることを目指すとしています。

こうしたキャッシュレス化の推進は、事業者の生産性向上やインバウンド需要の取り込み、消費者の利便性向上に加え、データの蓄積を通じたイノベーションの実現にもつながるなど、経済全体に大きなメリットをもたらすと考えられます。

よって、政府は、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. キャッシュレス決済において実店舗等がコストを負担している支払い手数料のあり方を見直すなど、ビジネスモデル変革のための環境整備を行うこと。
2. キャッシュレス決済において地域商店街等と連携したポイント制度などのインセンティブ措置を検討し、消費者の利便性向上を図ること。
3. QRコード等の技術的仕様の標準化を行うなど、キャッシュレス決済に関するサービスの統一規格等を整備すること。
4. 産・官・学が連携して必要な環境整備を進めるとともに、キャッシュレス決済を通じて新たに生み出されるデータの利活用によるビジネスモデルを促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年10月10日

枚方市議会議員 岡 林 薫

〈提出先〉

財 務 大 臣

経 済 産 業 大 臣